

○議長（茅沼隆文）

再開します。

午後４時１５分

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第９ 議案第２２号 平成２８年度開成町国民健康保険特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

では、本誌１９１ページをお開きください。

議案を朗読いたします。

議案第２２号 平成２８年度開成町国民健康保険特別会計予算。

平成２８年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８億７５２万４，０００円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５，０００万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条。地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２８年３月４日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算。

歳入。１款国民健康保険税から１１款諸収入まで、歳入合計１８億７５２万４，０００円。

続いて、歳出です。１９４ページのほうになります。１款総務費から１１款予備費まで、同じく合計１８億７５２万４，０００円となります。

それでは、内容をご説明いたしますが、先に全体的なことをお話しさせていただきたいと思います。

本誌の１９７ページをご覧ください。１９７ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括といたしまして、本年度と前年度予算額を比較しております。

まず、歳入でございます。本年度と前年度を比べますと１，７８１万８，０００円の減となっております。

まず、国民健康保険税でございますが、昨年の12月会議におきまして保険税率を改正させていただきました。11%の引き上げをさせていただき、資産割については5%の減としたところでございます。これにより、税額といたしましては前年度よりも3,000万円ほどの増収が見込まれるというふうに計算をしております。表におきましては、前年度予算額と比較しまして2,287万3,000円の減となっておりますけれども、一つには被保険者数が減になっていること、また昨年9月補正におきまして本算定の結果として当初予算額よりも5,400万円ほど減額しております。したがって、現計予算額は3億7,000万円余りとなっておりますので、それと比較しますと差し引き3,110万円余りの増額というふうになることとなります。その他の主な増減について、ご説明させていただきます。

3款の国庫支出金及び6款の県支出金につきましては、被保険者の減などにより医療費の伸びが若干抑えられたことによる療養給付費の負担金や拠出金の負担金、また県の普通調整交付金の減となっております。

5款の前期高齢者交付金でございますが、前々年度の精算額が確定したことによりまして、これまで4,000万円ほど多く町に交付されていたことから、28年度における減額調整を見込みまして1,410万円余りの減で計上させていただきました。

7款の共同事業交付金は、県内の市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定化を図るために国保連から交付されるものでございます。こちらは、前年より2,500万円余りと大幅に増加しております。ただし、後ほど歳出でもご説明させていただきますが、町が逆に保険者として拠出する拠出金も昨年より大幅に増加しております。結果として、大きく歳入に資するものとはなっておりません。

次に、9款の繰入金でございますが、法定繰り入れ分である保険基盤安定繰入金保険者支援分が昨年より1,400万円余り増加いたしましたけれども、法定外の繰入金であるその他の一般会計からの繰入金を前年度と比べて2,500万円減額いたしております。その結果、前年よりも1,442万2,000円の減となっております。

続いて、歳出の概要です。198ページをご覧ください。

2款の保険給付費でございますが、被保険者の減などにより前年より1,500万円ほど減額を見込んで計上させていただいております。

また、7款の共同事業拠出金は、先ほどご説明したように前年よりも1,600万円余りの増額となっております。

3款の後期高齢者支援金及び6款の介護納付金につきましては、被保険者数の伸びが抑えられていることなどから、前年度と比べて減額で計上させていただいております。

それでは、詳細をご説明させていただきます。別冊説明書の48ページ。49ページをご覧くださいと思います。48、49ページでございます。

まず、歳入でございます。国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税になります。説明欄に記載してありますように、28年度国民健康保険税率を改正させていただきました。移動処理データを基本にしまして一般被保険者数を3,700人、2,

100世帯と想定させていただき、収納率を95%として計上させていただいております。前年当初より1,024万3,000円の減を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金分でございます。こちらも、前年当初と比べまして209万9,000円の減となっております。

次に、介護納付金分でございます。こちらは一般被保険者の40歳以上65歳未満を対象にしているものでございますが、1,050人、900世帯と想定させていただきまして、前年当初より242万7,000円の減を見込んでございます。

次が一般の滞納繰越分でございます。それぞれ医療分、介護分、後期分について、実績を見ながら前年同額を見込んでございます。

続いて、退職被保険者等国民健康保険税でございます。退職分の医療給付分でございますが、こちらも移動処理データを基礎にしまして、退職者被保険者数を160人、100世帯と想定いたしました。収納率については一般と同様に95%と想定し、前年度当初よりも417万4,000円の減を見込んでございます。

次に、後期高齢者支援分でございます。こちらも前年当初よりも195万4,000円の減を見込んでおります。

続いて、介護納付金です。こちらも40歳以上65歳未満が対象でございますが、160人100世帯と想定し、前年当初より197万6,000円の減を見込んでございます。

次に、滞納繰越分については、いずれも前年同額で見込んでおります。

続いて、督促手数料は省略させていただいて国庫支出金でございます。療養給付費負担金及び次の拠出金負担金でございますが、国が32%の割合の負担を行っております。

一つ飛びまして、高額医療費共同事業費負担金でございます。これは、レセプト1件80万円を超える医療費についての負担金でございますが、高額医療費共同事業拠出金2,833万円に対する国の4分の1の負担分となります。

次の特定健康診査等負担金でございますが、特定健康診査事業の補助基準に対しまして国が3分の1を負担するものでございます。

二つ飛びまして、退職者医療費交付金です。退職被保険者の医療給付費につきまして、退職被保険者等に係る保険税を除いた額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

一つ飛びまして、前期高齢者交付金です。65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも加入割合が高い保険者に対しまして支払基金から交付されるものでございます。こちらは、前年度当初よりも1,410万2,000円の減を見込んでおります。

次のページをご覧ください。50ページ、51ページです。

県支出金でございます。高額医療費共同事業負担金となります。国と同様、県も4分の1の負担分ということで計上いたしております。

一つ飛びまして、県補助金の普通調整交付金です。一般被保険者に係る療養給付費

等負担金の算定額の100分の8相当分となります。

一つ飛びまして、共同事業交付金です。高額医療費共同事業交付金ですが、こちらでも高額な医療費が発生した市町村に国保連から交付される交付金で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象となります。高額医療費共同事業拠出金の2,833万円に対する2分の1の負担分となります。

次に、保険財政共同安定化事業交付金でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業分3億2,235万1,000円を国保連が負担いたします。

一つ飛んで、繰入金でございます。まず、保険基盤安定繰入金保険税軽減分です。こちらは、被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国と県から補填されるものを一般会計に一時入れ、そこから国保特会に繰り入れているものでございます。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分ですが、こちらでも保険税の負担を軽減するために、低所得者を多く抱える市町村に対して支援された分を国保特会に繰り入れているものでございます。

一つ飛びまして、出産育児一時金等繰入金でございますが、歳出のほうでございます。出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金ですが、所得の少ない被保険者等が多い等の理由により国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものでございます。

次に、その他一般会計繰入金でございますが、こちらは、法定外で医療費の増大に対応するため一般会計から国保特会に繰り入れるものでございますが、先ほどお話したように前年よりも2,500万円減額をさせていただきました。

以下につきましては項目設定等になりますので、省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、歳出でございます。52、53ページをご覧ください。

総務費の一般管理費でございます。こちらは、職員給与費と国保行政の運営に必要な書籍等の購入費等でございます。また、国民健康保険のシステム負担金を支出しております。

続いて、一つ飛んで連合会負担金ですが、国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするためにということで負担金を拠出しております。

続いて、徴税费、賦課徴収費です。こちらは、6月に賦課決定をしておりますが、必要な納税通知書等の印刷、送付、及び収納処理の費用でございます。

次の国民健康保険運営協議会費は、国民健康保険事業運営上の重要課題について協議・検討を行うための委員さんの報酬で、6人で3回分の計上をさせていただいております。

続いて、保険給付費です。まず、一般の被保険者療養給付費でございます。被保険者数が減っているということもあり、前年度よりも900万円の減を見込んでおりま

す。

次の退職分についても同様に、400万円の減を見込んでおります。

次の一般被保険者療養費支払事業費でございます。一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の療養費用額の保険者負担分でございます。

その下は退職分となっております。

一つ飛びまして、高額療養費です。一般被保険者高額療養費支払事業費ですが、一般被保険者の医療費自己負担分につきまして、一定額以上の高額負担が発生した場合に費用を支出いたします。

次の退職の高額分も同様でございますが、資料には前年並みを見込むというふうに記載してございますが、前年よりも400万円の減でございます。大変申しわけございませんけれども、訂正をさせていただきたいと存じます。

次の一般被保険者高額介護合算療養費でございます。国保と介護の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

次の移送費につきましては項目設定ですので省略させていただいて、出産育児一時金です。被保険者が出産した世帯につきまして、1人につき42万円を限度として18件分を見込んでおります。

一つ飛んで、葬祭費支給事業費です。お亡くなりになったときに、葬祭費として1人につき7万円を支給しております。25件分を見込んでおります。

次の後期高齢者支援金等ですが、社保支払基金に支援金を支出するもので、803万2,000円の減を見込んでおります。

次の前期高齢者納付金でございますが、前期高齢者の加入者数の不均衡を調整するため、加入者数に応じて納付金を社保支払基金に支出するものでございます。

二つ飛びまして、介護納付金となります。こちらも、前年度と比べ400万円の減を見込んでいるところでございます。

次のページをお開きください。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金支給事業費になります。こちらは国保連へ拠出金を支出するもので、前年と比べて57万5,000円の減を見込んで計上しております。

一つ飛んで、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費です。市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定化を図るための拠出金で、国保連へ支出いたします。前年より1,668万8,000円の増を見込んでございます。

次に、保険事業費、特定健康診査等事業費です。特定健康診査及び特定保健指導を実施するための集団健診の費用等となります。

次に、保険普及費でございます。医療費適正化事業として被保険者に対し年4回の医療費の費用額等の通知と、人間ドック170人分の助成費用を計上させていただいております。

以下は項目設定等でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、日程第9 議案第22号 平成28年度開成町国民健康保険特別会計予算の細部説明を終了いたします。

それでは、本日はこれで終了といたします。続きは明日9日9時から、3月定例会議（第4日目）に行います。なお、本日説明が終了した説明員の方については、明日の出席は結構だと思いますので、適宜、お諮りください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後4時35分 散会